

大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書

宮城県(以下「甲」という。)と公益社団法人日本技術士会東北本部宮城県支部(以下「乙」という。)とは、宮城県内に発生した地震、風水害等による大規模災害発生時(以下「大規模災害時」という。)における被災箇所の復旧に係る助言(以下「助言」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内に発生した大規模災害時において、甲又は仙台市を除く市町村(以下「市町村」という。)が管理する公共土木施設の被災箇所に関し、甲から乙に対して助言を要請する場合(市町村から乙に対して助言を要請する場合を含む。)に必要な事項を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

(助言の内容)

第2条 この協定に基づき甲が乙に要請する助言は、被災箇所全体をふかんした総合対策を検討する内容とする。

(助言の要請)

第3条 甲は、乙に助言の要請を行うときは、助言が必要な甲の行政機関の長又は市町村(以下「助言要請機関」という。)が作成した助言要請書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援技術者の選定・派遣)

第4条 乙は、助言に当たり支援技術者を定め、支援技術者選定書により助言要請機関に對し報告、支援技術者を派遣するものとする。

(市町村への支援)

第5条 市町村からの助言要請の場合、乙は、当該市町村と直接協議の上、相互に確認し、支援技術者の派遣、助言等を対応することができる。

(業務報告)

第6条 乙は、助言要請機関に助言をしたときは、助言業務報告書を速やかに当該助言要請機関に提出するものとする。ただし、緊急時に文書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、助言業務従事中に入手した灾害等被害情報を助言要請機関に積極的に提供するものとする。

(経費負担)

第7条 甲の要請により乙が助言に要した費用については、原則として乙が負担するものとする。

2 前項に定める費用以外に要する費用については、助言要請機関と乙が協議して費用負担を決めるものとする。

(支援技術者の災害補償)

第8条 この協定に基づいて助言に従事した支援技術者が、負傷、罹患又は死亡した場合の災害補償については、乙が加入する災害補償保険等により負担する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宮城県土木部防災砂防課長とし、乙においては宮城県支部事務局長とする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく助言の連絡体制を定め確認するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年7月28日

甲 宮城県知事

村井嘉浩



乙 宮城県仙台市青葉区錦町1丁目6番25号

公益社団法人日本技術士会東北本部宮城県支部

支部長 藤島芳男

